

パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定を県内9市に拡大します ～市原市、浦安市、袖ヶ浦市の3市を加え新たな協定を締結～

千葉市では、千葉県内6市と連携し、パートナーシップ宣誓をした方の転出入に伴う手続きの負担軽減を図っています。

このたび、市原市、浦安市、袖ヶ浦市の3市と新たに連携を開始しますので、お知らせします。

1 連携自治体（建制順）

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、市原市、浦安市、袖ヶ浦市

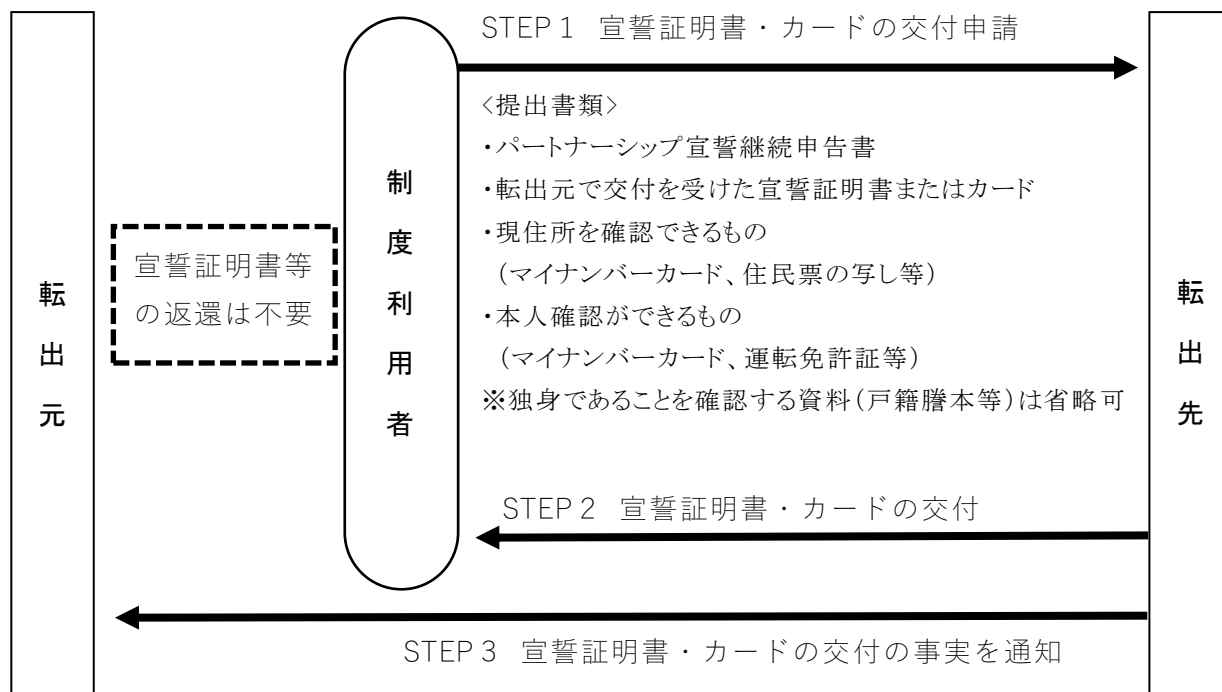
2 協定締結および運用開始日

令和6年7月1日（月）

※開始日以降に連携都市間で転出入した場合に適用を受けることができます。

※千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市間の転出入については、開始日以前も適用されます。

<参考1>連携のイメージ



＜参考２＞これまでの経緯

- 令和３年１月２１日 千葉市、横浜市の２市間で「パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定」を締結
- 令和４年４月１１日 千葉市、船橋市、松戸市の３市間で「パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定」を締結
- 令和５年４月 １日 千葉市で「ファミリーシップ制度」を開始
- 令和５年７月１１日 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市の６市間で「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定」を締結